

(仮称)箱根町こども計画の基本理念について

1 「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」(現行計画) 基本理念

「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」

※第1次子ども・子育て支援事業計画の理念を継承しています。

2 基本理念を変更する理由

こども計画策定にあたり、現行の子ども・子育て支援事業計画の「子育て当事者」の視点から、こども大綱に沿った「こども」の視点へ変える必要があるため。

3 (仮称) 箱根町こども計画 基本理念 (案)

■案の考え方、イメージ

次代を担うすべてのこども・若者が、置かれている環境にかかわらず、尊重され、夢や希望を持ち、自分らしく健やかに成長できるまちをめざす。

また、これまで実施してきた町の子育て支援を継続していくものであり、「子育て当事者への支援」や「社会(町)全体で子育てをする」視点も大切だと考える。

国が示すキーワード

「すべてのこども」「こども・若者」「自分らしく」「一人ひとり」「幸福」「夢や希望」「尊重」「最善の利益」など

4 こども計画基本理念 (案)

- (1) こども・若者が自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根
- (2) こども・若者が夢や希望をもって、自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根
- (3) みんなで子育て！ こども・若者が自分らしく成長し、夢や希望持てるまち 箱根
- (4) こども・若者の一人ひとりの望みと願いを尊重し、自分らしく幸せに暮らせるまち 箱根

(参考資料)

■子ども基本法の基本理念

- ① すべての子どもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ② すべての子どもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③ すべての子どもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- ④ すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、子どもの今とこれらにとつて最もよいことが優先して考えられること
- ⑤ 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しい子どもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

■国が掲げる「子どもまんなか社会」

すべての子どもや若者が

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、自己肯定感を持つことができ、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりできる
- ・虐待、いじめ、体罰、暴力、経済的搾取、性犯罪、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

■神奈川県「かながわ子ども・若者みらい計画(仮称)」(素案)

基本理念

「子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人一人の望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現」

■箱根町第6次総合計画

町の将来像「やすらぎとおもてなしのあふれる町-箱根」

■第3次箱根町地域福祉計画(R3～R7年度)

基本理念

「人とひと・心とこころの交流で、みんなが幸福になる交福のまち はこね」